

広島県告示第四百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によって、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十九年八月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名称	主たる事務所の 所在地	事業所の 名称	事業所の 所在地	指定年月日
山木戸 隆子 特定非営利活動法人高齢社会を生きる会	広島県神石郡神石高原町安田六七七番地一 広島市中区上八丁堀四―一―二二〇	小規模多機能型居宅介護事業所 安田いこいの家	広島県神石郡神石高原町安田六七七番地一 広島県東広島市河内町小田二一八二	平成二九年二月一日 平成二九年四月二八日